

令和7年(行ケ)第10003号「ベッド」審決取消 請求事件 判例評釈: 実用新案におけるクレーム用語の通常解釈とJIS規格等の参酌

Gemini 3.1 pro

1. 序論: 本判決が知財実務に与える射程と意義

知的財産高等裁判所第4部による令和7年9月30日の判決(令和7年(行ケ)第10003号、以下「本判決」という)は、実用新案登録の無効審判請求において特許庁が下した無効審決を取り消した、極めて示唆に富む事例である[1, 1]。本件は、考案の名称を「ベッド」とする実用新案登録(登録第3213233号)の有効性が争われた事案であり、争点の核心は、特許請求の範囲(実用新案登録請求の範囲)に記載された「支持脚」および「接続されている」という、日常的かつ平易な用語の技術的解釈であった[1, 1]。

特許庁における無効審判では、これら平易な用語に対し、いわば機能的包含論ともいうべき広範な解釈が適用された。すなわち、引用考案(甲1考案)の備える「ヘッドボード及びフットボード」等の板状部材が「支持脚」に相当すると認定され、さらに、物理的な係合を伴わない単なる載置状態や枠体による囲い込み状態をもって「(間接的な)接続」に該当すると判断された結果、新規性欠如により無効とされたのである[1, 1]。しかし、知財高裁は、これらの用語の辞書的な意義を出発点としつつ、客観的な業界標準である日本工業規格(JIS S 1102「住宅用普通ベッド」)の表示、さらには「ベッド」という対象物の実体的文脈を合わせて解釈することで、特許庁の認定を真っ向から否定し、用語の意味を厳格かつ限定的に解釈する論理を展開した¹。

本評釈では、まず本件の事実関係および手続の経緯を網羅的に整理し、両当事者の主張の対立構造を明確にする。その上で、知財高裁が採用したクレーム解釈の法理——とりわけ、明細書中に特段の定義規定(Lexicographer Ruleの適用)が存在しない場合における、辞書的意味、客観的標準規格(JIS)、および対象物の性質を総合考慮したアプローチ——について深く掘り下げる¹。さらに、実務的な観点から、本判決がもたらす「権利の有効性維持」と「権利行使における技術的範囲の極小化」というトレードオフ関係を分析し、実用新案制度特有の訂正制限というハードルを克服するための、意匠権等と組み合わせた多面的な知財戦略(IPミックス戦略)の重要性について詳述する¹。

2. 事案の背景と手続の経緯

2.1 本件実用新案登録の技術的概要

本件は、株式会社山善(原告)が保有する実用新案登録第3213233号(出願日:平成29年8月14日、優先権主張日:平成29年7月31日、優先権主張国:中国、設定登録日:平成29年10月4日)に係るものである[1, 1]。本件考案が属する技術分野は家具、とりわけベッドの構造に関するものである。従来
のベッドは、ベッドフレームとマットレスが別体であるのが一般的であり、ベッドフレームが大型で圧

縮できず、占有空間が大きいと、長距離搬送に多大なコストと労力を要するという課題を抱えていた¹。本件考案は、この搬送上の課題を解決するため、マットレスを特定の方向に沿って巻き取り可能な構造とし、かつ支持脚を着脱可能に構成することで、梱包体積を劇的に低減させることを目的としている¹。

本件実用新案登録は請求項1から10までを有するが、その独立項であり判断の基礎となった請求項1(以下「本件考案1」という)の記載要件は以下の通りである[1, 1]。

【請求項1】

マットレス本体及び前記マットレス本体に接続されている複数の支持板を有するマットレスと、

前記支持板と着脱可能に接続されている複数の支持脚と、

を備えるベッドであって、

複数の前記支持板が、前記マットレスを前記支持板の配列方向に沿って巻き取ることができるように前記マットレス本体の一方の面に間隔を隔てて配列されていることを特徴とするベッド。

このクレームから読み取れる本件考案1の主要な技術的特徴は、(1)マットレス本体に複数の支持板が間隔を隔てて配列されていること、(2)その配列によりマットレス全体の巻き取りが可能であること、(3)支持板に対して複数の支持脚が「着脱可能に接続」されていること、の3点に集約される¹。

2.2 無効審判請求(無効2024-400001号)と特許庁の審決

被告(無効審判請求人・kakerulP弁理士法人)は、令和6年1月23日、本件実用新案登録の全請求項(請求項1から10)について、実用新案法第37条第1項第2号(新規性・進歩性の欠如)を理由とする無効審判を請求した¹。(なお、原告訴訟代理人としては白木裕弁護士らが選任されている¹。)これに対し、特許庁の審判合議体は令和6年12月9日、請求項1～10に係る考案のすべてについて実用新案登録を無効とするとの審決(本件審決)を下した[1, 1]。

本件審決において新規性否定の主引用例とされたのは、国際公開第2014/075789号(甲1号証)に記載された考案(甲1考案)である¹。甲1考案は「スラットベース一体型ベッドマットレス」に関する技術を開示しており、運搬のために丸めて折り畳むことや、真空圧縮による小型化が可能な直方体構造のベッドマットレスを対象としている¹。このマットレスの底部には複数のスラット(板)が固定されており、使用時には、長手方向の両端部に支持脚(ヘッドボードおよびフットボード)を備え、側板にマットレス支持板が設けられたベッドフレーム内に挿入される構造となっている¹。

特許庁は、本件考案1と甲1考案とを対比し、以下の論理で両者の一致点を認定した。第一に、甲1考案におけるベッドフレームの長手方向両端部に備えられた「ヘッドボード及びフットボード」が、本件考案1の「複数の支持脚」に相当すると認定した[1, 1]。第二に、甲1考案のスラット(支持板に相当)が、直接的にはなくとも、バンドや側板に設けられたマットレス支持板を介して、支持脚たるヘッド

ボード等によって間接的に支持・保持されている状態に着目した[1, 1]。特許庁は、本件考案1における「接続されている」という構成要件には直接接続だけでなく間接接続も含まれるとの前提に立ち、甲1考案のようにマットレスがベッドフレーム内に挿入されて四方を囲まれ、位置ずれが生じないように保持される状態は「接続」に該当すると判断した[1, 1]。結果として、特許庁は本件考案1と甲1考案の間に相違点は存在せず、本件考案1は実用新案法第3条第1項第3号(新規性)に該当して無効であると結論付けた¹。

3. 審決取消訴訟における争点と当事者の主張

原告(特許権者)は、特許庁の認定には重大な事実誤認とクレーム解釈の誤りがあるとして、令和7年1月14日に知財高裁に審決取消訴訟を提起した¹。本訴訟における最大の争点は、特許庁が認定した「支持脚」と「接続されている」という2点の構成要件充足性の適否である[1, 1]。以下に、両当事者の主張の骨子を対比して整理する。

3.1 争点1:「支持脚」の解釈について

当事者	主張の要旨	根拠となる論理
原告(特許権者)	甲1考案のヘッドボード・フットボードは「支持脚」には該当しない。	「脚」とは動物の下肢に似た柱状のものを指す。甲1考案のボード類は板状であり、マットレスの上部にも位置するため形状・配置ともに脚とは言えない。さらに、JIS規格においても当該分野における「脚」と「ボード」は全く異なる部材として広く認識されている[1, 1]。また、搬送体積の低減という本件の課題解決には「柱状の脚」であることが不可欠である。
被告(無効請求人)	甲1考案のヘッドボード・フットボードは「支持脚」に該当する。	本件はベッドに関する考案であるため、「脚」の文言はベッド本体の下部で支えの用をなす部分、または末端に位置する部分と機能的に解釈すべきである。したがって柱状に限定されず板状のものも含まれる[1, 1]。文言から一義的に理解可能であるため、明細書の目的を参酌して限定的

		に解釈する特段の事情はない。
--	--	----------------

3.2 争点2:「接続されている」の解釈について

当事者	主張の要旨	根拠となる論理
原告(特許権者)	甲1考案の構成は「接続されている」状態とは言えない。	「接続」は多義的な語彙であるため明細書を参酌すべきである。本件明細書の記載や図面によれば、支持板と支持脚が物理的に「くっついて離れない状態」になることで落下を防止している。単に上に載置されているに過ぎない甲1考案の構造は、物理的な措置を欠いており「接続」ではない[1, 1]。
被告(無効請求人)	甲1考案の構成は「接続されている」状態に該当する。	「接続」とは離れているものが単に接することも含む広い概念であり、くっついて離れないこと(固着)までを要求するものではない。甲1考案はスラットがバンドや支持板を介して間接的につながっており、かつフレーム内に挿入されて四方を囲まれることで位置ずれしない状態をとるため、「接続」の要件を満たす[1, 1]。

これら両当事者の主張は、特許法(実用新案法)における「特許請求の範囲の解釈」の基本原則を巡る典型的な対立を示している。原告が技術常識、業界標準(JIS)、および発明の目的(課題解決原理)に基づく厳格かつ物理的な限定解釈を求めたのに対し、被告は文言の辞書的な広がりと機能的・結果的な同一性を重視する広範な解釈(特許庁の審決を支持する立場)を展開した¹。

4. 知財高裁の判断論理:辞書、JIS規格および対象物の文脈

に基づく解釈

知財高裁第4部(増田稔裁判長)は、原告の主張を全面的に採用し、特許庁の認定を覆した[1, 1]。裁判所の論理展開は、クレーム用語の「通常の意味」を確定するプロセスにおいて、一般的な辞書の意義を出発点としつつ、客観的な外部規格(JIS規格)の表示、さらにはベッドという対象物の文脈を合わせて解釈した点で、極めて論理的かつ実務的価値の高いものである¹。

4.1 「支持脚」の解釈: 辞書的意義とJIS S 1102の適用

裁判所はまず、「脚」という用語の一般的な辞書の意義を検討した。「脚」とは一般に「形・位置などが動物の足に似ているもの」や「物の下部にあり支えの用に供するもの」を意味する(甲11)と認定した¹。ここまでの定義であれば、被告が主張するように「物の下部で支える機能」を有する板状のボード類が包摂される余地が残る。

しかし、裁判所は直ちに当該技術分野における客観的な技術常識の指標として、住宅用普通ベッドに係る日本工業規格(JIS S 1102)を参照した。同規格において、「ベッドの床面に接する柱状の部材の名称を『脚』と表示していることが認められる」と指摘した¹。

ここで、裁判所の判断の裏付けとなったJIS S 1102「住宅用普通ベッド」の構造的定義について深掘りする。同規格において、ベッドはマットレスを支持するフレームが床面とどのように接するかによって形式に分類されている²。ベッドの両端に位置する垂直な板状パネルである「ヘッドボード及びフットボード」が直接床面に接して全体を支持する構造(A形式)と、脚が床面に接して全体を支持する構造(B形式)が明確に区別されており、性能試験においても両者は別個に取り扱われている²。

裁判所は、こうした客観的な規格上の区分を根拠とし、「住宅用ベッドに係る技術分野において、『脚』とは柱状の部材を指し、ヘッドボードやフットボードのような板状の部材はこれに含まれないといえる」と明確に切り捨てた¹。この論理構成により、甲1考案のベッドはヘッドボード及びフットボードの板状の先端が床に接しているだけであり、柱状の部材を持たないため、本件考案1の「支持脚」を備えていないという結論が導かれたのである¹。

4.2 「接続されている」の解釈: 対象物の性質に照らした物理的拘束要件

続く「接続されている」という文言の解釈においても、裁判所は「単なる接触」や「囲い込み」を認めた特許庁の緩やかな解釈を排し、対象物(ベッド)の文脈を重視した基準を採用した¹。

裁判所はまず、「接続」という言葉の一般的な意味が「つなぐこと。つながること。」であり、「つなぐ」とは「糸・綱などで一か所に物を結びとめて離れないようにすること」や「切れたり離れたりしているものを続け合わせる」ことであると認定した(甲10の1, 16)¹。その上で、本件各考案が「マットレスやこれを支持する部材等をもって構成されるベッドの考案」であるという実体的文脈を重視し、両者が「離れないように続け合わされている状態」を意味すると解釈するのが相当であると判示した¹。ベッドという家具の性質上、支持板と脚が単に接しているだけで離れないような物理的対処がなされていない状態を含むと解釈することは困難である、と被告の主張を完全に退けたのである¹。

これを甲1考案に当てはめた場合、甲1考案におけるベッドマットレス(および底部に固定されたスラッ

ト)は、ベッドフレームの一部であるマットレス支持板の上に「単に置かれているだけ」であり、マットレス支持板やフレームと離れないように続け合わされている構造ではないと事実認定された¹。被告は、フレーム内に挿入され四方を囲まれることで位置ずれしないと反論したが、裁判所は甲1考案の開示内容からは「離れないように続け合わされていると評価できる程度に密着し、位置ずれしない状態」になっていることは読み取れないとし、この主張を退けた¹。

結果として、甲1考案は「支持脚」との構成を備えておらず、仮にヘッドボード等が支持脚に相当するとしても、支持板と「接続されている」との構成を備えていないため、本件考案1とは相違すると結論付けられた¹。この論理に従い、本件考案1を引用する従属項(請求項2ないし10)についても、甲1考案との間に相違点がないことを前提とした特許庁の進歩性判断等には誤りがあるとして、本件審決は全面的に取り消された¹。

特許庁と知財高裁におけるクレーム用語解釈の対比構造



本件における「支持脚」および「接続されている」の解釈プロセス。特許庁が間接的な機能的包含を認めたのに対し、知財高裁はJIS S 1102の定義および物理的拘束状態を重視し、厳格な限定解釈を行った。

Data sources: 知的財産高等裁判所判決, ユニアス国際特許事務所

5. 本判決に対する実務的評価と知財専門家の視座

本判決が下した厳格なクレーム解釈に対しては、知財業界内で様々な分析や所感が示されており、今後の知財実務に多大な影響を与えることが予想される[1, 1, 1]。

5.1 クレーム解釈の「通常の意味」とLexicographer Ruleの教訓

創英弁理士法人の分析が適切に指摘しているように、特許法第70条第2項(実用新案法第26条で準用)に基づくクレーム解釈の基本原則は、特許請求の範囲の用語は明細書および図面の記載を考慮して解釈されるべきであるという点にある¹。しかし、これは裏を返せば「明細書又は図面に特段の記載(独自の定義)がなければ、その用語は技術分野における通常の意味に解釈される」という客観的解釈の原則を意味している¹。

本件において、出願人は明細書の【考案を実施するための形態】において、「支持脚」や「接続」について独自の広義な定義(Lexicographer Ruleの行使)を行っていなかった。例えば、「本考案における『支持脚』とは、柱状の脚に限らず、ベッドを床面から支持するヘッドボードやフットボード等の板状の部材も含む概念である」というような定義規定を明細書中に明記しておけば、裁判所の解釈の方向性は全く異なり、特許庁の判断が支持されていた可能性が高い¹。

特許庁の審査官や審判官は、無効理由の探索において、用語を機能的・技術思想的に広く捉える傾向がある¹。これに対し、裁判所は法的安定性と第三者の信頼保護の観点から、辞書やJIS規格といった客観的な指標に基づく厳格な文理解釈を志向することが本判決で如実に示された。明細書ドラフティングにおいては、こうした特許庁の「広範解釈による無効リスク」と、裁判所の「厳格解釈による権利範囲の限定リスク」の両方を想定し、上位概念から下位概念までを緻密に階層化したクレーム構築と、明細書における自明と思われる用語の丁寧な定義が不可欠である。本判決は、このドラフティングの基本にして最重要の教訓を改めて知財実務家に突きつけている。

5.2 有効性の確保と権利行使範囲の極小化というジレンマ

一方、明成国際特許事務所の知財レポートにおいて、実務家の視点から興味深い懸念が示されている¹。同レポートは、「支持脚」についてJIS規格等を根拠に「柱状のもの」に限定して解釈した裁判所の判断について、「限定的に解釈し過ぎているように感じる」と評価している¹。

この懸念の背景には、知財訴訟における「有効性と侵害のトレードオフ」という普遍的なジレンマが存在する。今回、クレーム用語をJIS規格に基づいて厳格に限定解釈したことで、甲1考案という先行技術との相違点が鮮明化し、実用新案権の無効を回避することには成功した[1, 1]。しかし、権利が有効に維持されたとしても、その後の権利行使(侵害差止や損害賠償請求)の場面において、この「限定解釈されたクレーム」が特許権者自身の首を絞めることになる。

今後、原告がこの実用新案権を行使して市場の模倣品を排除しようとする際、もし競合他社の製品の脚部が純粋な「柱状」ではなく、やや幅広の「板状」の要素を帯びていた場合、あるいはマットレスと支持板の接続が「離れないように続け合されている」とは言いきれないような緩い嵌合構造であった場合、被疑侵害者は本判決で示された限定解釈を強力な盾として用い、「非侵害」の抗弁を容易に成立させることが可能となる¹。同事務所が「この実用新案権が有効となった場合にも、その技

術的範囲は本件の実施例に限定して解釈されるものと予想する」と述べている通り¹、無効審判を乗り切るために採用された防御的な解釈が、結果として権利の空進化を招くリスクが極めて高いのである。

6. 実用新案制度の構造的制約とIPミックス戦略の推奨

本事件の帰趨を決定づけたもう一つの重要な背景は、対象となる知的財産権が特許ではなく「実用新案」であったという制度的な制約である¹。この制約が、特許権者(原告)の訴訟戦略を極めて限定的なものにした。

6.1 実用新案における訂正機会の厳格な制限

実用新案法は、ライフサイクルの短い技術を早期に保護するため、無審査での権利設定を認める代わりに、事後的な権利範囲の修正(訂正)の機会を極めて厳しく制限している¹。特許法においては、無効審判の審理中や、さらには審決取消訴訟における特許庁への差し戻し後など、比較的柔軟なタイミングで特許請求の範囲の減縮等の訂正請求を行うことが可能である。これにより、新たに発見された先行技術(本件における甲1考案など)を回避するために、クレームに限定事項を追加して権利を自発的に救済することができる¹。

しかし、実用新案法第14条の2の規定により、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が認められるのは、原則として「最初の実用新案技術評価書の謄本送達から2月以内」あるいは「無効審判の最初の答弁書の提出期間内」等のごく限られた期間のいずれか1回のみである¹。本件において原告は、特許庁の審判段階で甲1考案との差異をクレーム上に明確に反映させるような訂正(例えば、「前記支持脚は柱状構造を有し…」といった限定の追加)を機動的に行うことができなかったものと推測される。その結果、原告はクレームの「文理解釈の法理」のみを武器として、先行技術との相違を主張するという極めて難易度の高い戦いを強いられたのである¹。

6.2 IPミックス戦略(意匠出願の併用)の重要性

こうした実用新案制度の硬直性と無効リスクを踏まえ、明成国際特許事務所は、出願戦略における極めて実践的な提言を行っている。すなわち、「実用新案の場合には、訂正の機会が限られており、無効理由を解消できない可能性もあるため、出願時には意匠の出願についても併せて検討することが重要である」というIPミックス戦略の推奨である¹。

ベッドに代表される家具製品は、折り畳みや巻き取りといった「構造・機構」に技術的特徴が存在する一方で、最終的な「外観デザイン」が市場における強力な差別化要因となる¹。本件で最大の争点となった「支持脚が柱状であるか、あるいは板状のボードであるか」という物理的な差異は、特許(実用新案)における機能的クレームの枠組みでは曖昧になりがちであるが、「意匠(デザイン)」の領域においては、視覚的・形態的に明確に区別して保護し得る要素である¹。

企業における知財戦略としては、構造の基礎的かつ機能的な部分を実用新案(あるいは特許)で保護しつつ、特徴的な脚部の形状や、ボードを含む全体のシルエットを部分意匠や全体意匠として重層的かつ多面的に出願しておくことが強く求められる¹。このように権利のポートフォリオを構築してお

くことで、仮に一方の権利が無効化されたり、本判決のように限定解釈によって侵害の網から逃れられたりした場合であっても、もう一方の権利(意匠権)を行使して市場における独占排他力を維持し、模倣品の排除や損害賠償を追求する強靱な防衛線を構築することが可能となるのである¹。

7. 今後の手続の展望：特許庁における差し戻し審理

知財高裁によって特許庁の審決が違法として取り消されたことにより、本件は再び特許庁の審判合議体に差し戻され、審理が再開されることとなる¹。ユニアス国際特許事務所の報告によれば、特許庁からの「伺い回答書」において、審判の着手は令和8年(2026年)3月から4月ごろに予定されているとのことである¹。

再開される無効審判においては、行政事件訴訟法第33条に基づく判決の拘束力により、特許庁は本判決の認定に縛られることとなる。すなわち、特許庁は、甲1考案と本件考案1の間に「支持脚の有無」および「物理的に離れないような接続状態の有無」という2つの明確な相違点が存在することを絶対的な前提として、審理を再構築しなければならない¹。

今後の最大の焦点は、実用新案法第3条第2項に基づく「進歩性」の判断に移行する¹。被告(無効審判請求人)は、甲1考案のベッドマットレスを支持する板状の枠体を、周知技術(無効審判で副引用例として提示された甲2、甲3等)に基づいて「柱状の支持脚」に置換し、かつそれらを「離れないように接続する物理的措置」を講じることについて、当業者が極めて容易に想到できたか否かを新たに立証する責任を負うことになる[1, 1]。これに対し、原告(特許権者)としては、甲1考案はもともと「ベッドフレームに挿入して使用する」という前提の技術であり、その板状の枠体を柱状の脚に置き換えることは、甲1考案の本来の設計思想に反する(阻害要因が存在する)といった主張を展開することが予想される[1, 1]。本件考案が目的とする「国内外での長距離搬送に向けた梱包体積の低減」という特有の課題と、支持脚の置換・接続による効果の特異性が、進歩性を肯定する上でどれほど評価されるかが、今後の審決の行方を左右することになる。

8. 結語

令和7年(行ケ)第10003号「ベッド」審決取消請求事件は、一見すると日用品の単純な構造を巡る争いであるが、その実、特許法・実用新案法におけるクレーム解釈の根幹に関わる深遠なテーマを内包した重要判例である¹。

裁判所が、審査・審判段階で見られがちな機能的な広範解釈を排し、対象物の性質に照らした辞書的解釈とJIS規格という客観的な外部の業界標準を総合的に引用して、文言の「通常の意味」を厳格に画定した判断論理は、法的安定性と第三者の予測可能性を担保する観点から高く評価されるべきものである¹。一方で、無効を回避するために採用されたこの限定解釈がもたらす将来の権利行使上のリスク(権利範囲の極小化)は、出願時における明細書ドラフティングの難しさと恐ろしさを浮き彫りにした¹。

明細書は、特許権者自身の手で自ら辞書となることのできる最大の機会である。しかし、その機会を十分に活かして用語の定義を行わなかった場合、客観的な外部規格(JIS等)や対象物の性質に基づく厳格な辞書的意義が容赦なくその間隙を埋め、特許権者の意図とは無関係に権利範囲を冷徹

に規定することになる¹。加えて、本件が実用新案であったことによる事後的な訂正の困難さは、特許（実用新案）と意匠を交えて保護の網を張るIPミックス戦略が、今日の知財実務においていかに不可欠であるかを如実に証明している¹。

本判決は、クレームを構成する言葉一つひとつに技術的・法的な魂を吹き込むことの重みを、我々に改めて突きつけている。今後再開される特許庁における進歩性の審理の推移とともに、本判決の厳格な解釈手法が今後の知財訴訟実務に及ぼす波及効果について、継続して注視していく必要がある¹。

引用文献

1. hanrei-pdf-94884.pdf
2. JISS1102:2017 住宅用普通ベッド - kikakurui.com, 3月 18, 2026にアクセス、
<https://kikakurui.com/s/S1102-2016-01.html>